南部町災害廃棄物処理計画

令和４年９月

南部町水道環境課

目　次

第１編　総則 1
第１章　背景と目的 1
第２章　基本的事項 1
第１節　計画の位置付け及び策定方針 1
１　計画の位置付け 1
２　計画の策定方針 3
第２節　対象とする災害 3
第３節　想定する災害と被害の概要 4
１　地震災害 4
２　大型台風や集中豪雨等による風水害、雪害その他気象災害 5
第４節　災害廃棄物処理に係る業務 6
第５節　災害時に発生する廃棄物 7
第６節　処理主体 7
第７節　発災後における各主体の行動 8
１　発災後における廃棄物処理の基本的な流れ 8
第２編　災害廃棄物対策 12
第１章　平時の災害廃棄物処理対策 12
第１節　平時の備え 12
１　組織体制・指揮命令系統の整備 12
２　情報収集・連絡 13
３　協力・支援体制 14
４　職員への教育訓練 17
５　一般廃棄物処理施設等 17
６　災害廃棄物処理 18
７　住民対応 28
８　災害廃棄物処理計画の点検・改訂 28
第２節　初動準備対応（風水害のみ） 29
１　組織体制の確認 29
２　廃棄物処理施設の安全性の確認 29
３　仮置場の事前準備 29
４　災害廃棄物発生に備えた広報の準備 29
第２章　災害応急対策 30
第１節　初動対応 30
１　体制整備・被害状況把握 30
２　し尿・避難所ごみ・生活ごみ 32
３　災害廃棄物の発生量の推計 34
４　仮置場 35
５　収集運搬 37

第２節　応急対応 38
１　災害廃棄物の処分方法 38
２　処理スケジュール・処理フロー作成 40
３　仮置場の管理 42
４　環境対策・環境モニタリング 43
５　損壊家屋等の撤去・解体 44
６　県への事務委託 45
第３節　復旧・復興期の対応 47
１　災害廃棄物の処理及び進行管理 47
２　仮設処理施設 47
３　災害等廃棄物処理事業費補助金 49

【用語の定義】

用語	説明
災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。
市町村等	市町村及び一部事務組合
地域ブロック協議会	災害廃棄物対策に関し、地方公共団体が相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって設置した協議会。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の計８か所に設置。地域ブロック内の都道府県、主要な市などで構成される。
災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	日本の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援する。
非常災害	市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害。非常災害に該当するかは市町村の長が判断する。
激甚災害	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年９月６日法律第 150 号）に基づき政令指定された災害。
特定非常災害	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）に基づき政令指定された災害。
大規模災害	生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法の特例（同法第 86 条の５）の適用を想定した災害。
災害廃棄物処理計画	平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。（本計画）
災害廃棄物処理実行計画	発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後に地方公共団体が策定する計画。災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。
災害廃棄物対策指針	地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したもの。
災害廃棄物対策行動指針	大規模災害発生時に環境大臣が災害対策基本法に基づき策定する指針であり、災害廃棄物処理の参考とすべき全体像（国・県・市町村の役割分担、処理の推進体制、スケジュールなど）をまとめたもの。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に地方公共団体が実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担などを規定した計画。
受援	災害時において、被災者側が人的・物的支援を受けること。
仮置場	災害廃棄物を一時的に集積、保管、処理するために設けられる場所。
公費解体	地方公共団体が公費により災害により損壊した家屋等の撤去・解体を実施すること。

【本計画で用いる省略形について】

省略形等	正式名称
「廃棄物処理法」 又は「法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化等に関する法律
ＰＣＢ特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
災害廃棄物対策指針	災害廃棄物対策指針（改定版） （平成 30 年３月　環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
災害廃棄物処理行政事務の手引き	市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き （平成 30 年３月　環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）

第１編　総則

第１章　背景と目的

地震や風水害等の自然災害、それに伴う火災等が発生した場合、通常の生活ごみやし尿に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、さらには、片付けごみや被災した建築物から発生する解体廃棄物など、一時的に大量の廃棄物が発生することが予想される。

自然災害が多く発生する我が国においては、地震では平成７年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成 28 年熊本地震、風水害等では平成 27 年９月関東・東北豪雨、平成 26 年豪雪など、多くの災害に見舞われており、災害時に発生した「災害廃棄物」の収集、処理に対して多大な経費と労力が費やされてきた。

国では、平成 10 年 10 月に「震災廃棄物対策指針」、平成 17 年６月に「水害廃棄物対策指針」を策定し、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）後の平成 26 年３月に「災害廃棄物対策指針」（以下、「指針」という。）に一本化した。また、平成 27 年８月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）を改正して非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を明確化し、さらに平成 28 年１月には法に基づく基本方針が見直され、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。その後、平成 30 年３月に基本指針が改定され、現在も運用されている。

県では、平成 29 年４月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定し、令和３年３月に改定した。

本町は、近年増えている大規模な風水害や、県内で最も大きな被害が想定される東海地震（南海トラフ巨大地震）に備えて、新たに「南部町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

第２章　基本的事項

第１節　計画の位置付け及び策定方針

１　計画の位置付け

本計画は、基本指針を踏まえ、「南部町地域防災計画」の廃棄物処理対策（一般災害編、地震編）に基づき、被災地から排出されたごみ、し尿、がれき等の災害時における廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るための基本的事項をとりまとめたものであり、「山梨県災害廃棄物処理計画」との整合を図るとともに、新たな災害から得られた最新の知見等により、必要に応じて適宜見直すものとする。

また、災害発生時において、本計画に基づいて災害廃棄物処理を実施するとともに、災害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

なお、本計画の実効性を高めるために必要なマニュアル等は、別途作成し、適宜見直すものとする。

図　災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

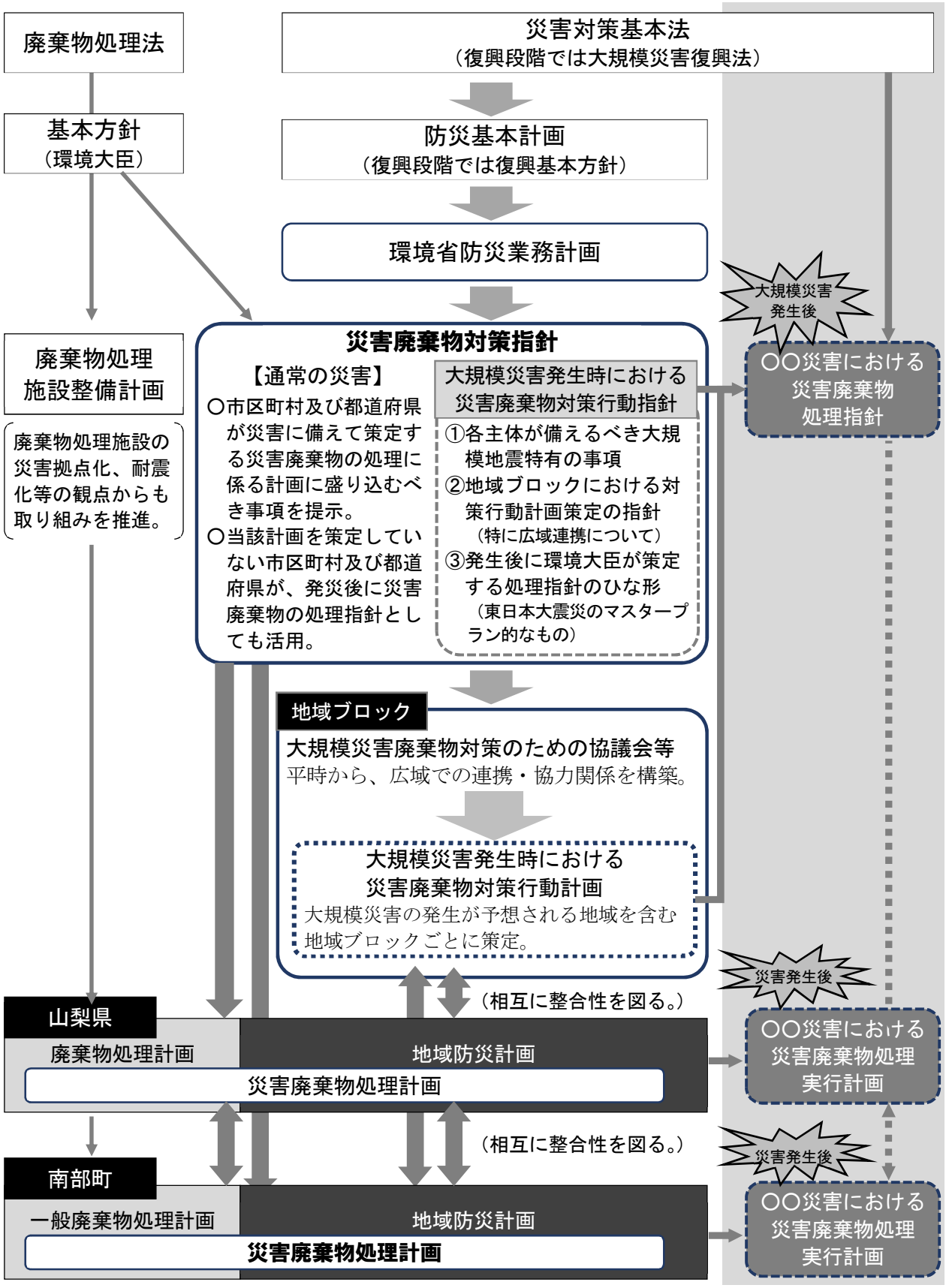

（「災害廃棄物対策指針」平成 30 年 3 月　環境省）

２　計画の策定方針

計画の策定方針は、以下のとおりとする。

（１）町が実施する災害廃棄物対策を記載し、関連する峡南衛生組合や事業者等との役割を明確にする。

（２）町が実施する災害廃棄物対策を「平時」、「初動準備対応」、「初動対応」、「応急対応」、「復旧・復興」の５つの時系列で整理する。

図　時期区分の考え方

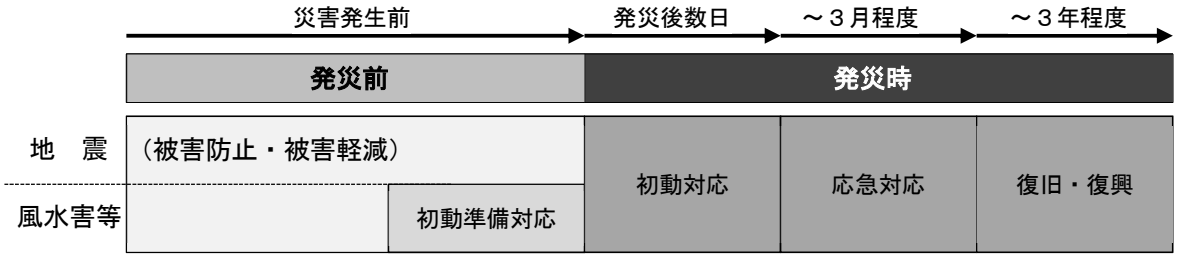

平時：災害の発生に備える期間
初動準備対応：災害の発生が予見できる場合（風水害等）において初動対応を準備する期間
初動対応：人命救助が優先される期間
応急対応：避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間
復旧・復興：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる

（３）時系列のうち特に平時の備えから発災後の応急対応までを重点的に明確化する。

（４）災害廃棄物対策指針や山梨県災害廃棄物処理計画、南部町地域防災計画など、関係する計画等の制定や改正に応じて適宜見直しを行う。

第２節　対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

第３節　想定する災害と被害の概要

１　地震災害

被害の想定は、「南部町地域防災計画」において、大規模地震の被害想定の基礎としている「山梨県東海地震被害想定調査報告書」（平成 17 年度）において被害想定の対象となっている東海地震（マグニチュード 8.0）を対象とする。

地震動については、町のほぼ全域で震度６強又は震度６弱、南部の一部地域及び富士川流域では震度７が点在している。

本町では、山梨県の南端に位置し、県内でも地震動が大きい地域のため、多くの建物被害が発生するものと想定される。中でも木造建物の被害が大きく町内木造建物の約 78%が全壊若しくは半壊等の被害を受けるものとされている。その他ＲＣ造、Ｓ造、軽量Ｓ造等の建物の被害率も高く、町内全建物の約 64%が全壊若しくは半壊等の被害を受けるものとされている。

なお、本町は液状化の危険性が極めて少ないと想定されているため、建物被害のほとんどは地震動そのものに伴うものである。

表　揺れ・液状化による被害棟数（平成 17 度報告書）

	棟　　数						被　災　率					
建物区分	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計
全壊	1,222	4	27	22	4	1,279	32.7%	9.3%	11.8%	13.1%	33.3%	30.5%
半壊	1,160	7	51	26	4	1,248	31.0%	16.3%	22.4%	15.5%	33.3%	29.8%

注：被災率は南部町建物棟数（木造 3,740 棟、ＲＣ造 43 棟、Ｓ造 228 棟、軽量Ｓ造 168 棟、その他 12 棟、合計 4,191 棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

なお、令和３年度末の建物棟数の状況から、被害棟数を以下のとおり試算する。

表　揺れ・液状化による被害棟数（令和３年度試算）

	棟　　数						被　災　率					
建物区分	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計
全壊	2,264	5	55	63	47	2,434	32.7%	9.3%	11.8%	13.1%	33.3%	30.5%
半壊	2,147	9	105	74	47	2,382	31.0%	16.3%	22.4%	15.5%	33.3%	29.7%

注：被災率は南部町建物棟数（木造 6,924 棟、ＲＣ造 61 棟、Ｓ造 469 棟、軽量Ｓ造 481 棟、その他 143 棟、合計 8,078 棟（令和３年度末　固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

２　大型台風や集中豪雨等による風水害、雪害その他気象災害

短時間の集中豪雨による河川や水路の氾濫、急傾斜地等における浸水・土砂災害、雪害等による家屋の損壊等を想定する。

【特記事項】

水害における対応の考え方

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、その特性を踏まえ、早急な処理が求められる。

そのため、大規模な災害が発生したときであっても、公衆衛生上の観点からできるだけ短期間の処理期間を設定する。

表　過去の水害による災害

災害	災害廃棄物発生量	処理期間
平成 27 年９月関東・東北豪雨（茨城県常総市）	約 5.2 万トン	約１年
令和元年台風第 15 号及び第 19 号（千葉県）	約 39.4 万トン	約 2.5 年
令和元年台風第 15 号及び第 19 号（長野県）	約 26.6 万トン	約２年

参考：各自治体災害廃棄物処理実行計画

（「山梨県災害廃棄物処理計画」（令和３年３月）山梨県）

なお、中部電力（株）浜岡原子力発電所が被災した場合、被災市町村からの避難者を町内の施設に受け入れることとなっている。

この場合に発生する生活ごみやし尿等は小規模と考えられることから、本計画での想定は行わないものとする。

第４節　災害廃棄物処理に係る業務

災害廃棄物処理に係る業務内容は以下のとおりとする。

表　時系列別の業務内容

時系列	業務内容	
	体制整備	廃棄物処理
平時	・組織体制の整備 ・協力・支援体制の整備 ・職員の教育訓練	・一般廃棄物処理施設の強靭化 ・し尿・避難所ごみ対策の検討 ・処分方法の検討（災害廃棄物発生量の推計） ・収集運搬体制の検討・仮置場の検討 ・住民等への啓発・広報
初動準備対応	・組織体制の確認	・廃棄物処理施設の安全性の確認 ・仮置場の事前準備 ・住民への広報の準備
初動対応 （発災後数日）	・体制整備・被害状況把握	・し尿・避難所ごみの処理 ・災害廃棄物の発生量の推計 ・仮置場の設置及び住民等への周知 ・収集運搬体制の整備
応急対応 （発災後３か月）	・関係機関等と連携した体制の整備	・災害廃棄物処分方法の検討 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・仮置場の管理・運営 ・環境対策・環境モニタリング ・損壊家屋等の撤去・解体 ・県への事務委託の検討
復旧・復興	・状況に応じた体制の見直し	・災害廃棄物の処理及び進行管理 ・仮設処理施設の設置判断 ・災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き

第５節　災害時に発生する廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

種類		内容
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
災害廃棄物		住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。
	可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（４品目）	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの※リサイクル可能なものは家電リサイクル法により処理を行う。
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

第６節　処理主体

廃棄物処理法において、災害廃棄物は一般廃棄物に含まれるものとされており、一般廃棄物の処理主体は市町村となっていることから、本町で発生した災害廃棄物は、本町が主体となって処理を行うことを基本とする。

また、災害時においても平時と同様、峡南衛生組合と連携し、廃棄物の処理に努める。

第７節　発災後における各主体の行動

発災後における災害廃棄物対応業務は以下のとおりとする。

町は、次ページ以降の「体制の構築、支援の実施」、「災害廃棄物処理」、「生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理」の各フロー図から対応業務の流れや優先順位等を理解・認識し、廃棄物処理のための体制を早期に構築する。

また、災害の規模や時間の経過によって柔軟な対応が必要となることから、随時組織体制の見直しを行い、適切な対応を図る。

表　発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～３週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～３か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～３年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

１　発災後における廃棄物処理の基本的な流れ

（１）体制の構築、支援

・町は、まず被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。

・国や支援地方公共団体は、被災地の状況を把握し、可能な限り相互の調整を図りつつ、支援ニーズに沿った支援を実施する。

図　体制の構築、支援の実施

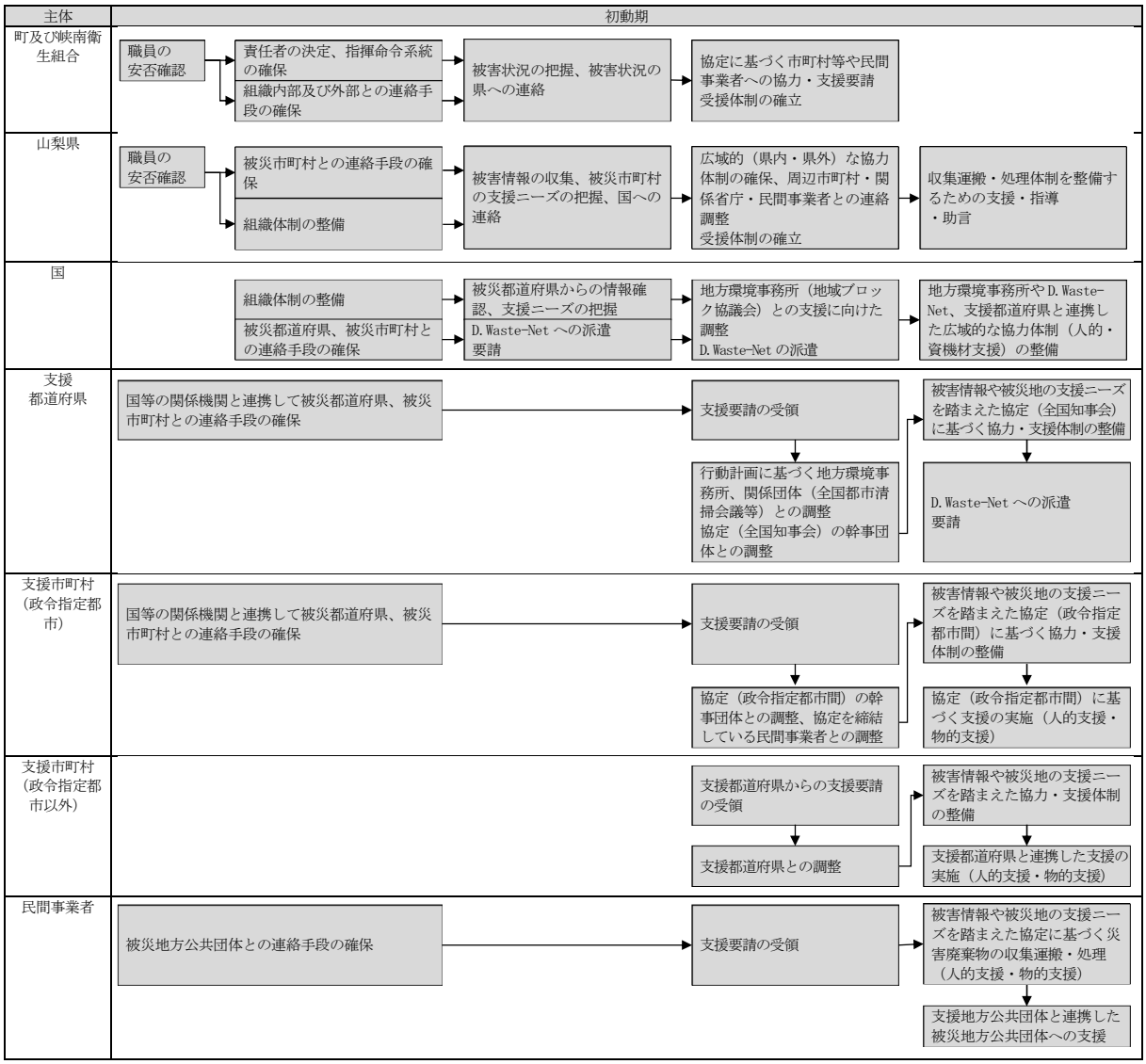

（２）災害廃棄物処理

・町は、災害廃棄物の発生量等に応じて仮置場を開設する。
・町及び峡南衛生組合は、災害廃棄物の収集・撤去方法を検討し、分別方法と合わせて住民に周知する。
・被災現場から災害廃棄物を分別撤去・収集し、仮置場まで運搬して分別仮置きする。また、片付けごみの分別を促進し、仮置場に受け入れる。損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う災害廃棄物への対応は罹災証明の発行後に本格化する。
・有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。
・公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収する。
・仮置場に受け入れた災害廃棄物は処理・処分先に応じて破砕・選別した上で搬出し、中間処理や再資源化、最終処分を行う。
・処理に当たっては二次災害を防止するため、環境対策、モニタリング、火災対策を行う。

・これらを計画的に実施するため、被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握する。品目ごとに処理処分先を整理した処理フローを構築し、実行計画を策定する。

図　災害廃棄物処理

（3）生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理

・町及び峡南衛生組合は、処理施設の被災状況を確認し、処理機能を確保する。

・町及び峡南衛生組合は、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の収集方法を検討し、住民に周知する。

・町及び峡南衛生組合は、生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の発生場所を把握した上で収集し、処理施設へ搬入して処理する。

図　生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理

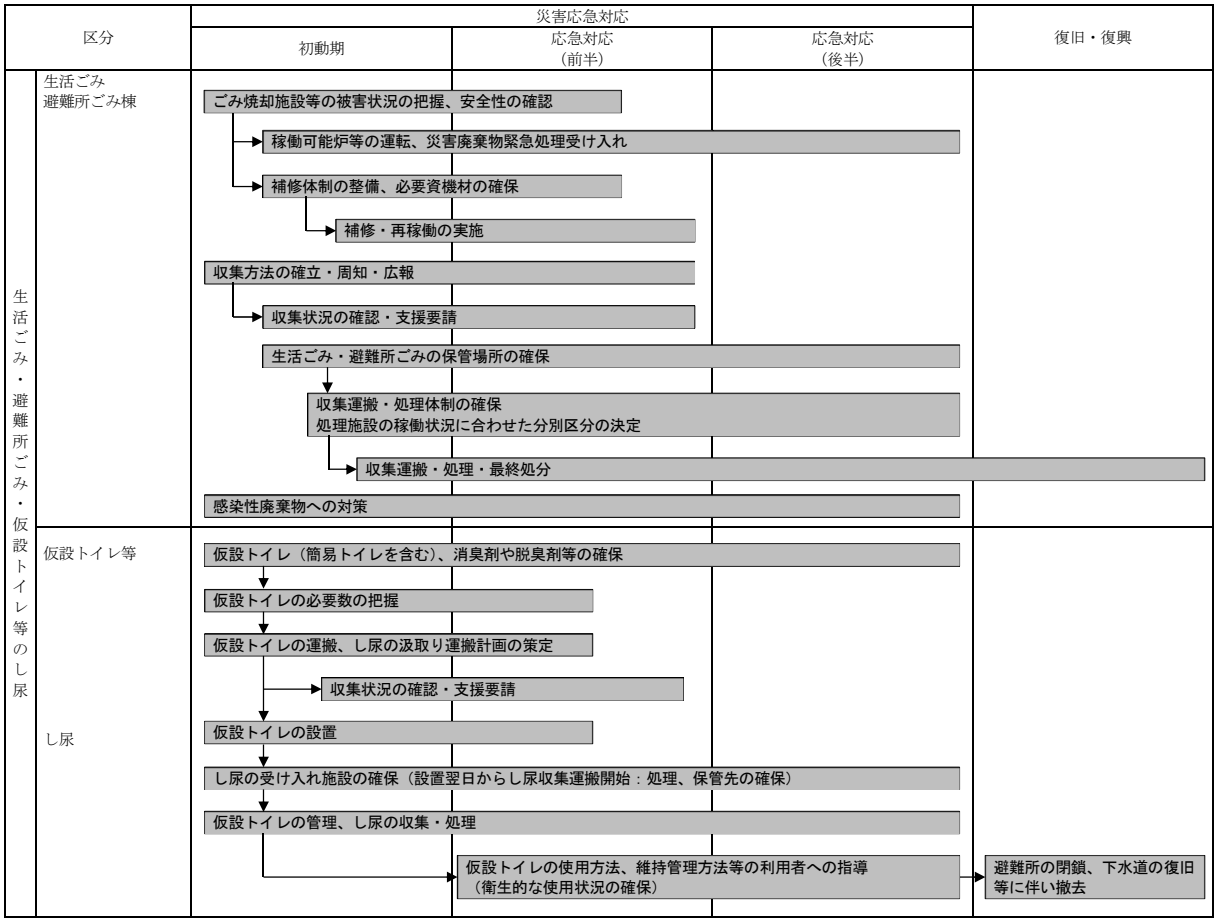

第２編　災害廃棄物対策

第１章　平時の災害廃棄物処理対策

第１節　平時の備え

１　組織体制・指揮命令系統の整備

災害廃棄物の処理に関する業務は、「南部町地域防災計画」に基づき、水道環境部環境センター班が実施主体となる。

なお、災害廃棄物が大量に発生した場合は、環境センター班のみで対応が困難になると考えられることから、峡南衛生事務組合や関連業務を行う各班と連携しながら対応する。それでも困難なときは、県や協定を締結している事業者及び自治体、町内外の関連事業者等に支援を要請する。

発災後は、災害の規模や被災状況等の把握に努めるとともに、災害廃棄物の収集、処理の進捗に合わせて体制を柔軟に見直すものとする。

図　災害廃棄物処理対策組織図

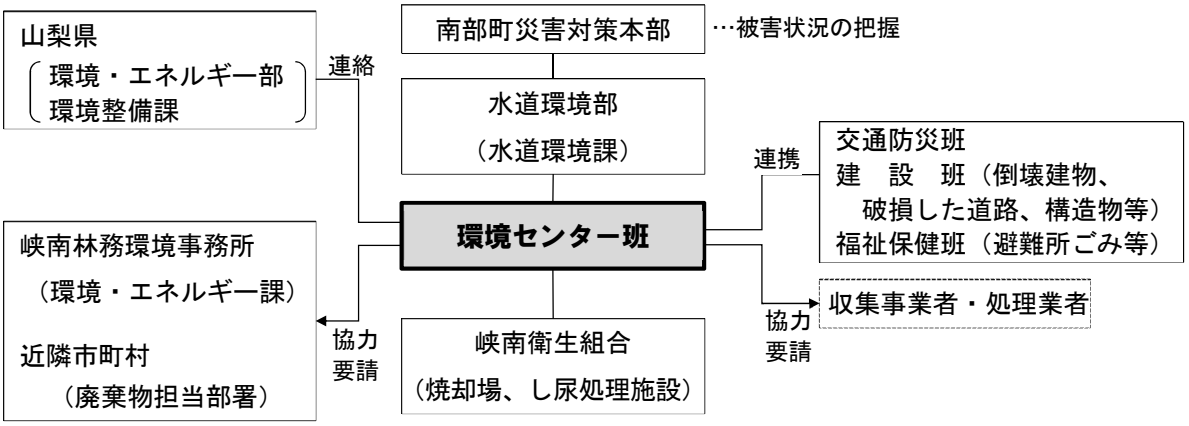

２　情報収集・連絡

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、情報連絡体制の充実強化や関係機関等との緊密な防災情報体制を確保する。

災害対策本部からの被災状況のほか、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物処理の進捗管理に係る情報を集約し、環境センター班内で共有するとともに、関係機関への必要な連絡を行う。

（１）発災直後から入手する情報

災害廃棄物に関連して、収集する情報は以下のとおりとする。

なお、時間の経過とともに変化する情報が多いことから、定期的に新しい情報を収集し、共有するよう努める。

表　発災直後から入手する情報

区分	入手方法
被災状況	○ライフラインの被害状況 ○指定避難所と避難人員の数及び仮設トイレの必要数 ○一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 ○有害廃棄物の状況
収集運搬体制に関する情報	○道路情報 ○収集運搬車両の状況
発生量を推計するための情報	○全半壊の構造別建物数 ○水害の浸水範囲（床上・床下戸数）

表　災害廃棄物処理の進捗管理に当たり入手する情報

区分	入手方法
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、浸水（床上・床下）、火災による損壊棟数　※構造別
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数　※構造別
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、保管量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

（２）各地区における被害状況調査

消防団及び自主防災会は連携協力し、地域の被害情報収集並びに被害状況調査を実施する。これらの被害情報については、自主防災会長が集約の上、速やかに町本部へ報告する。

（３）郵便局や関係機関からの被害状況の収集

町は、「災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書」に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、町内及び町周辺の被災状況等を把握する。

また、消防、警察、峡南地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、情報を収集する。

3　協力・支援体制

災害廃棄物の処理は、基本的に町が行うこととなる。しかし、被害規模や災害廃棄物の発生量によって、以下のとおり、各機関や民間事業者等と連携して対応する。

なお、災害がいつ何時発生しても速やかに支援を受けられるよう、夜間や土日・祝日でも連絡がとれるよう、時間外の連絡先も確保しておく。

（1）自衛隊・警察・消防との連携

災害廃棄物処理における自衛隊・警察・消防等との連携事項は下表のとおりとする。

災害初期においては、人命救助を優先しなければならないため、必要に応じて自衛隊や警察、消防に対して協力要請を行うものとする。

表　自衛隊・警察・消防との連携事項

連携相手	連携事項
自衛隊	・道路・水路啓開時の災害廃棄物の除去
警　察	・道路・水路啓開時の災害廃棄物の除去 ・不法投棄防止のための警戒・巡回 ・被災地での警備、防犯 ・災害廃棄物に混入した貴重品、思い出品等の保管、引き渡し
消　防	・道路・水路啓開時の災害廃棄物の除去 ・火災予防のための広報、警戒・巡回

（2）県及び他市町村等との連携

災害規模が甚大で、峡南衛生組合のみでの災害廃棄物の収集、処理が困難で広域的な対応が必要と判断した場合は、県（峡南林務環境事務所）及び相互応援協定を締結している市町村等に支援を要請するものとする。

また、協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り協力する。

表　協定締結内容（被害状況調査、廃棄物処理関連のみ）

相互応援協定名	協定締結機関
大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定	（山梨）南部町、身延町 （青森）八戸市、七戸町、三戸町、南部町 （岩手）盛岡市、遠野市、二戸市
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村 （（長野）１市３町５村、（山梨）２市26町６村、（静岡）２市）

（3）災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下、「D.Waste-Net」）

環境省が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織であり、環境省が事務局となり、事務局から協力要請を受けた有識者等が、地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援する。

町が被災したときは、環境省関東地方環境事務所を経由してD.Waste-Netに協力を要請し、事務局から要請を受けた有識者等の構成員が被災自治体を支援する。

図　災害時における D.Waste-Net による支援の仕組み

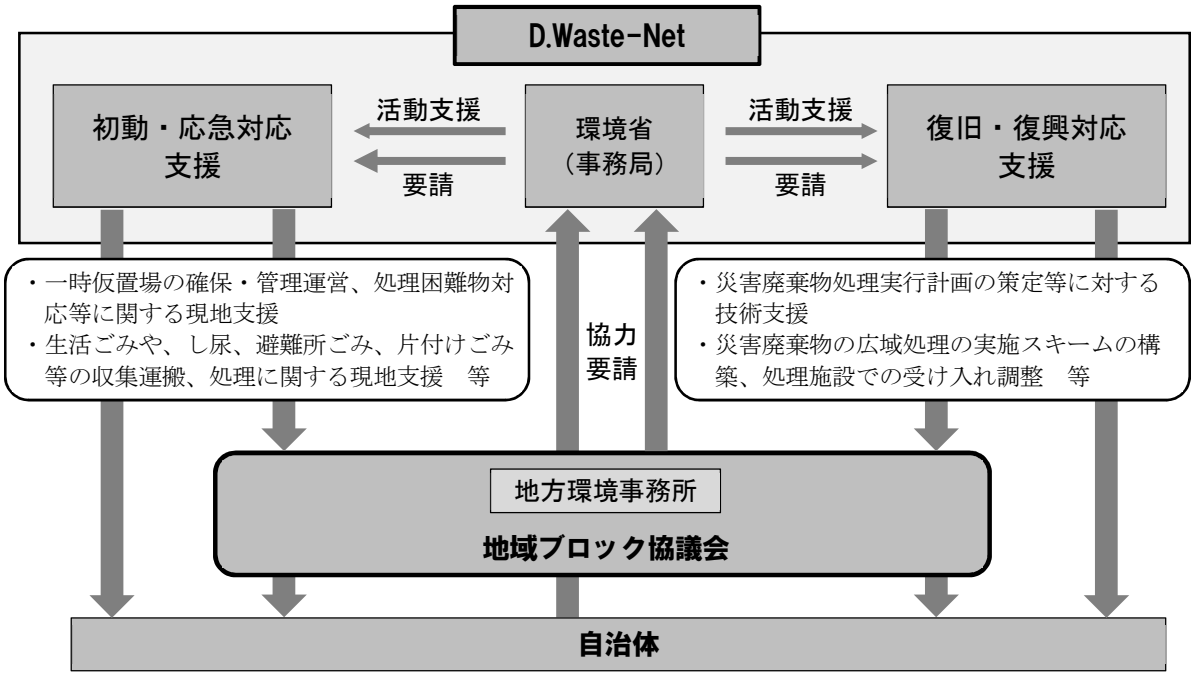

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 11－１」

図　災害時における D.Waste-Net のメンバー構成

初動・応急対応（初期対応）	復旧・復興対応
（１）研究・専門機関 **【研究機関・学会】** ・（国研）国立環境研究所 ・（一社）廃棄物資源循環学会 ・（公財）廃棄物・３Ｒ研究財団 **【専門機関】** ・（公財）自動車リサイクル促進センター ・（公社）におい・かおり環境協会 ・（一財）日本環境衛生センター ・（公社）日本ペストコントロール協会 **（２）一般廃棄物関係団体** **【自治体】** ・（公社）全国都市清掃会議 **【民間】** ・全国一般廃棄物環境整備協働組合連合会 ・全国環境整備事業協同組合連合会 ・（一社）全国清掃事業連合会 ・（一社）日本環境保全協会	**（１）研究・専門機関** **【研究機関・学会】** ・（国研）国立環境研究所 ・（公社）地盤工学会 ・（一社）廃棄物資源循環学会 **【専門機関】** ・（一財）日本環境衛生センター **（２）廃棄物処理関係団体** ・（一社）環境衛生施設維持管理業協会 ・（一社）セメント協会 ・（公社）全国産業資源循環連合会 ・（一社）泥土リサイクル協会 ・（一社）日本環境衛生施設工業会 ・（一社）日本災害対応システムズ ・（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会 **（３）建設業関係団体** ・（公社）全国解体工事業団体連合会 ・（一社）日本建設業連合会 **（４）輸送等関係団体** ・日本貨物鉄道株式会社 ・日本内航海運組合総連合会 ・リサイクルポート推進協議会

（４）災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）

環境省が令和２年度に創設した災害廃棄物処理に係る人材登録・派遣制度である。

災害廃棄物処理を経験した自治体職員を支援員として登録し、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害が発生した場合、災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行う。

町が被災したときは、環境省現地支援チームへ派遣依頼を行う。依頼を受けた環境省現地支援チームは支援員の登録名簿を基に、必要な支援内容を実施可能な支援員が所属する地方公共団体へ派遣依頼を行う。

町は、災害廃棄物処理業務経験者の登録に努め、災害廃棄物処理対応のリーダーとなりうる人材の育成を行う。

（５）民間事業者との連携

町内の被害状況の把握やし尿・生活ごみの収集・運搬など、民間事業者の協力が必要な活動について、協定に基づき支援を要請する。

表　協定締結内容（被害状況調査、廃棄物処理関連のみ）

相互応援協定名	協定締結機関	主な要請内容
災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書	南部町内郵便局	１　緊急車両としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。） ２　避難所開設状況及び避難者リストの情報の相互提供 ３　郵便局ネットワークを活用した広報活動 ４　郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策 **５　道路の損傷状況の情報提供**
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	**１　町内の被災建物の調査** ２　町が発行する「罹災証明」について、町民からの相談の補助
大規模災害における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書	株式会社東海環境衛生社	**１　仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬**
災害廃棄物の収集・運搬・処分に関する協定	円崎興業有限会社	**１　生活ごみの収集・運搬** **２　災害廃棄物の撤去、個別回収、収集・運搬、仮置場の管理運営、技術的助言、中間処理・処分への協力**

（６）ボランティアとの連携

災害時においては、ボランティアの支援が必要となる。本計画に関連するボランティアとして、損壊建築物や廃棄物、思い出品の回収、分別、運搬、家屋の清掃等が考えられるが、社会福祉協議会と協議し、必要な人材の受け入れに努める。

また、受け入れたボランティアに対しては、片付け時の適切な排出方法や分別方法など、必要な情報を事前に告知する。

4　職員への教育訓練

災害時に本計画が有効に活用されるよう、記載内容について全職員に周知するとともに、適宜、計画の見直しを行う。

担当職員は、県が主催する会議や研修会に参加し、災害廃棄物の適切な対応や最新の知見を収集するなど、人材の育成に努める。

5　一般廃棄物処理施設等

（1）ごみ処理施設、し尿処理施設

本町におけるごみ処理、し尿処理は、下表の施設で行う。

表　ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理対象物
峡南衛生組合	身延町下田原 2548	0556－42－2207	可燃
南部町環境センター	南部町万沢 5979―３	67－3619	分別・再資源化・不燃

表　し尿処理施設

施　設　名	所　在　地	電 話 番 号	処 理 能 力
峡南衛生組合し尿処理場南部支所	南部町万沢 5979―３	64－8022	19kl／日

このほか、円崎興業有限会社と廃棄物の処理、保管について協定を締結している。

（2）一般廃棄物処理施設の耐震化等

町、峡南衛生組合及び関係事業者は、一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化等を図るとともに、災害時の人員確保や連絡体制、早急な復旧対策等について、あらかじめ定めておく。

（3）一般廃棄物処理施設の水害対策

町は、洪水ハザードマップを基に、一般廃棄物処理施設への浸水被害を事前に想定する。また、峡南衛生組合にＢＣＰ（事業継続計画）の策定や以下の浸水対策を要請する。

①　施設地盤の計画的なかさ上げや防水壁の設置等の浸水防止対策工事
②　①ができない場合の土嚢、排水ポンプの準備
③　受電設備・非常用発電機の高所配置
④　薬品・危険物類の保管状況の点検
⑤　収集運搬車両駐車場のかさ上げや発災前の事前車両避難場所の検討
⑥　地下にある水槽やポンプ類の予備品や代替装置の確保

６　災害廃棄物処理

（１）災害廃棄物処理発生量の推計

①地震

地震により発生する災害廃棄物の発生量は、下表の推計方法に基づいて推計する。

表　災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

<table>
<tr><td>発生量（ｔ）</td><td colspan="3">被害棟数（棟）×①平均床面積（ｍ²/棟）×②発生原単位（ｔ/ｍ²）×③係数
※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）</td></tr>
<tr><td>種類別発生量</td><td colspan="3">災害廃棄物発生量（ｔ）×④災害廃棄物等の種類別割合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①平均床面積</td><td>全壊
半壊</td><td>木造：127ｍ²/棟
Ｓ造：281ｍ²/棟</td><td>ＲＣ造：1,454ｍ²/棟
その他：102ｍ²/棟</td></tr>
<tr><td>焼失</td><td>木造：127ｍ²/棟</td><td>非木造：322ｍ²/棟</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②発生原単位</td><td>全壊
半壊</td><td>木造：0.696ｔ/ｍ²
Ｓ造：0.712ｔ/ｍ²</td><td>ＲＣ造：1.107ｔ/ｍ²
その他：0.838ｔ/ｍ²</td></tr>
<tr><td>焼失</td><td>木造：0.696ｔ/ｍ²</td><td>非木造：0.805ｔ/ｍ²</td></tr>
<tr><td>③係数</td><td colspan="3">全壊：1　　半壊：0.2
焼失（木造）：0.66　　焼失（非木造）：0.84</td></tr>
<tr><td>④種類別割合</td><td colspan="3"><table>
<tr><th>項　目</th><th>全壊、半壊</th><th>火災（木造）</th><th>火災（非木造）</th></tr>
<tr><td>可燃物（%）</td><td>18</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>不燃物（%）</td><td>18</td><td>65</td><td>20</td></tr>
<tr><td>コンクリートがら（%）</td><td>52</td><td>31</td><td>76</td></tr>
<tr><td>金属くず（%）</td><td>6.6</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>柱角材（%）</td><td>5.4</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成 22～平成 26 年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成９年３月兵庫県）による。

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による。

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を８対２（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

上表に基づいて算出した、東海地震を想定した災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の発生量の見込みは、以下のとおり。

表　東海地震を想定した災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量（ｔ）

建物区分	木造	ＲＣ造	Ｓ造	軽量Ｓ造	その他	合計
全壊	200,119	8,048	11,004	12,605	4,017	235,793
半壊	37,956	2,897	4,202	2,961	803	48,819

	木造	非木造	計
焼失	1,225	1,089	2,314

↓

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	計
種類別発生量	51,232	52,244	149,205	18,876	15,369	286,926

→　*286,926ｔ*

②水害

水害により発生する災害廃棄物の発生量は、下表の推計方法に基づいて推計する。

表　災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

【推計方法】
計算式：Ｙ＝Ｘ１×ａ＋Ｘ２×ｂ＋Ｘ３×ｃ＋Ｘ４×ｄ
災害廃棄物発生量（ｔ）：Ｙ
損壊家屋等棟数　　：Ｘ１（全壊）、Ｘ２（半壊）、Ｘ３（床上浸水）、Ｘ４（床下浸水）
発生原単位（ｔ／棟）：ａ（全　　壊）117ｔ／棟
ｂ（半　　壊）　23ｔ／棟
ｃ（床上浸水）4.6ｔ／世帯
ｄ（床下浸水）0.62ｔ／世帯

上記推計方法に基づいて算出した、水害を想定した災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の発生量の見込みは、以下のとおり。

【計算例】

令和２年７月豪雨における熊本県球磨村の被災状況を基にした試算

分類	熊本県球磨村（事例）			南部町（試算）			
	世帯数（世帯）	被災棟数（棟）	被災棟数／世帯数	世帯数（世帯）	被災棟数（棟）	災害廃棄物発生量（ｔ）	
総世帯数	1,436			3,058			
全壊		332	23.1%		707	82,719.0	
半壊		125	8.7%		266	6,118.0	88,837.0
床上浸水		0	0.0%		0	0.0	
床下浸水		0	0.0%		0	0.0	

参考：熊本県危機管理防災課　令和４年４月１日報告資料（熊本県庁 HP より）

（２）避難所ごみ、し尿発生量の推計

①避難所ごみ

災害発生後、避難者による避難所ごみの発生量は、下表の推計方法に基づいて推計する。

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（ｇ/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去 10 年間の山梨県１人１日当たりの排出量の平均値（681ｇ／人・日）を用いる。

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

なお、東海地震による避難所ごみの発生量の見込みは、以下のとおり。

表　東海地震を想定した避難所ごみの発生量

	避難所ごみ発生量（ｔ・日）
発災１日後	1.42
発災１週間後	2.44
発災１か月後	0.66

②し尿

避難所における避難生活が始まった後、避難所のトイレや仮設トイレ等の使用が始まる。このうち、仮設トイレについては、株式会社東海環境衛生社との協定に基づき、供給を受ける。

なお、仮設トイレのし尿は、避難所開設の翌日から回収を行う必要があるため、収集車両の必要な台数の確保に努める。

表　災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

<table>
<tr><td>し尿収集必要量（L）</td><td>①災害時におけるし尿収集必要人数×②１日１人平均排出量</td></tr>
<tr><td>①災害時におけるし尿収集必要人数</td><td>③仮設トイレ必要人数＋④非水洗区域し尿収集人口</td></tr>
<tr><td>②１日１人平均排出量</td><td>1.7L/人・日</td></tr>
<tr><td>③仮設トイレ必要人数</td><td>避難所避難者数＋⑤断水による仮設トイレ必要人数</td></tr>
<tr><td>④非水洗区域し尿収集人口</td><td>汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）汲取人口
<table><tr><td>汲取人口</td><td>⑥計画収集人口</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑤断水による仮設トイレ必要人数</td><td>〔水洗化人口－避難者数×(水洗化人口/総人口)〕×上水道支障率×１/２
<table><tr><td>⑦水洗化人口</td><td>平常時に水洗トイレを使用する住民数
（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）</td></tr><tr><td>⑧総人口</td><td>水洗化人口＋非水洗化人口</td></tr><tr><td>上水道支障率</td><td>地震による上水道の被害率</td></tr><tr><td>１/２</td><td>断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約１/２の住民と仮定</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑥計画収集人口
⑦水洗化人口
⑧総人口</td><td>「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる。</td></tr>
</table>

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。
１日１人平均排出量：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

なお、東海地震による避難所におけるし尿の発生量の見込みは、以下のとおり。

表　東海地震を想定した避難所におけるし尿の発生量

	し尿収集必要量（L・日）
発災１日後	7,842
発災１週間後	8,719
発災１か月後	1,768

（３）処分方法の検討

①要処理量の試算

収集した災害廃棄物は、分別をして、仮置場や最終処分場で処理する。

なお、焼却や埋め立て等の処理量は、下表の推計方法に基づいて推計する。

表　要焼却量及び要埋立処分量の試算方法

<table>
<tr><td>要処理量（ｔ）</td><td>災害廃棄物発生量（ｔ）×要処理割合</td></tr>
<tr><td>要処理割合</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ケースＡ
再生利用の度合いが高い場合</td><td>ケースＢ
再生利用の度合いが低い場合</td><td>火災焼失</td></tr>
<tr><td>要焼却割合</td><td>16%</td><td>20%</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>要埋立処分割合</td><td>10%</td><td>20%</td><td>20%</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>ケースＡ
（再生利用の度合いが高い場合）</td><td>東日本大震災において、最終処分が必要な焼却残渣の発生量を減らす計画を立て、複数の機械選別工程により選別を行い焼却する等して処理を行っていた岩手県、宮城県の実績を基に設定したケース。</td></tr>
<tr><td>ケースＢ
（再生利用の度合いが低い場合）</td><td>東日本大震災において、自区内に最終処分場を有していたため比較的焼却割合が高く、埋立処分割合も高かった仙台市の実績を基に設定したケース。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

表　東海地震を想定した要焼却量、要埋立処分量

発生量（ｔ）		ケースＡ（ｔ） （再生利用の度合いが高い場合）		ケースＢ（ｔ） （再生利用の度合いが低い場合）	
全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
284,612	2,314	45,538	28,924	56,922	57,385

②処理方針

町内の仮置場、県内の最終処分場の面積は限られていることから、収集した廃棄物は、可能な限り再生利用の度合いを高めるよう努める。

この際、可燃性の高い廃棄物の運搬、焼却について、峡南衛生組合と調整を行う。また、峡南衛生組合の処理能力を超える場合は、県を通じて支援を求める。

（４）収集運搬体制の整備

災害廃棄物による生活環境への支障を最小限に抑えるため、災害発生時の廃棄物収集体制を以下のとおりとする。

①優先的に回収する災害廃棄物の種類

災害発生時の廃棄物の回収は、生活ごみを優先的に回収する。特に、夏季においては生ごみ等の腐敗や悪臭が生活環境の悪化につながるため、被害の状況に応じて調整を行う。

また、有害廃棄物や危険物について、災害発生後早期に回収を行う。

②収集運搬方法・収集ルート

生活ごみは、自宅で生活している住民（被災者）から発生するものであるため、通常の収集運搬車両を使用する。避難所ごみは、避難者の人数やごみの発生量に応じて、個別に対応する。

なお、生活ごみと避難所ごみは、使用する車両を区別し、個別に回収する。

し尿の収集は、協定に基づき許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

収集ルートは、通常のごみ収集ルートを基本とするが、土砂災害や浸水の災害リスクをあらかじめ把握し、代替ルートを検討する。

③資機材

収集運搬車両（燃料を含む）は、契約している事業者に依頼する。また、収集車両が不足する場合、また、災害廃棄物の収集・運搬等に重機を必要とする場合は、協定を締結している事業者や県、関係機関等に応援を要請する。

④連絡体制

町は、峡南衛生組合や一般廃棄物収集運搬事業者との連絡体制を確保するとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。

⑤片付けごみの対応

被災した建物等から発生する片付けごみは、排出される規模が大きなものとなる可能性があることから、生活ごみや避難所ごみとは別に、以下の対応を行う。

また、必要に応じて、県に技術的な支援を要請する。

○片付けごみの集積所は、搬出が容易な広い場所に設置する。その場合、生活ごみを集積するごみステーションとは異なる場所を選ぶ。

○片付けごみの回収戦略は、災害の種類や規模、被災地域の状況に応じて以下の３種類から選ぶ。

表　片付けごみの回収戦略

戦略 No	戦略内容	採用基準
戦略１	自治体が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらう戦略	次の３点を満たす場合に採用 ①片付けごみの排出量が多い。 ②排出時期が早い災害である。 ③仮置場を複数確保した上で管理・運営の人員確保が可能である。
戦略２	町会や自治会が設置・管理する集積所（公園等の空き地）や自宅の敷地内外に排出してもらい回収する戦略	戦略１の採用が困難で、次の２点を満たす場合に採用 ①片付けごみの巡回回収・戸別回収に要する車両・人員を十分に確保できる。 ②町会・自治会による集積所の管理体制の構築が可能である。
戦略３	戦略１及び２を併用する戦略	戦略１のみによりがたい場合に採用する。

参考：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 17－３」

○回収は、被災規模の大きな地域を優先的に、規模に応じて回収日を定めて回収する。

⑥思い出品、貴重品等の取扱い方針

災害廃棄物の回収、分別等の際に発見される被災者の思い出の品や貴金属、貴重品等への対応は、基本的に以下のとおりとする。

表　思い出品、貴重品等の取扱い方針

基本的事項	○所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。 ○所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、ＰＣ、ＨＤＤ、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等が想定される。 ○個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。
回収・保管・管理・閲覧	○撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。 ○貴重品については、警察へ引き渡す。 ○思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等で保管・管理する。 ○閲覧者の引き渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。 ○思い出の品は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。

参考：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 24－17」

（５）仮置場の候補地

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所である。

町は、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、以下の事項に基づき、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

また、仮置場の候補地の周辺住民に対して、災害時の災害廃棄物の持ち込みについて、あらかじめ周知を行う。

①仮置場の候補地の条件

仮置場は、用途に合わせて「集積所」、「一次仮置場」、「二次仮置場」に分類し、その役割の例を下表に示す。

表　仮置場等の分類、役割の例

分類	役割	特徴
集積所	個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する場所。	・自治会が被災現場の付近に設置し管理 ・小規模、多箇所に設置 ・短期間で解体・撤去
一次仮置場	集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所。	・市町村が被災現場付近に設置
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。 一次仮置場で十分な分別ができない場合等、廃棄物の状態や災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する。	・大規模で一次仮置場から搬出した廃棄物の二次的中間処理を行う ・仮設処理施設を設置するため、周辺の環境影響を考慮する必要性が少ない場所に設置 ・長期間運用される場合が多い

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－11」

町は、仮置場の候補地を、以下の項目を考慮して選定する。

○公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の町有地
○未利用企業用地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
○二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
○応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

なお、水害を想定した仮置場の選定に当たっては、以下の点に留意する。

○水害時には、河川敷の使用が困難であることに配慮する。
○ハザードマップを参照し、浸水想定区域等は避ける。
○水害時は落橋、崖崩れ、水没等により仮置場へアプローチできなくなる場合も考慮する。
○水害は水が引くと直ちに災害廃棄物が排出されるため、調整が簡便で早期に開設できる場所とする必要がある。
○土砂災害では、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携が生じる場合があるため、土砂混じりがれき等のみを受け入れる仮置場を別途選定しておく必要がある。

②仮置場の必要面積

仮置場の必要面積を以下のとおり想定する。

想定は、東海地震によって発生した廃棄物の集積に必要な面積とする。

表　仮置場の必要面積の算出方法

仮置場の必要量（m^2）	①集積量（ｔ）÷②見かけ比重（ｔ/m^3）÷ ③積み上げ高さ（m）×（１＋④作業スペース割合）
①集積量（ｔ）	災害廃棄物発生量－⑤処理量
②見かけ比重（ｔ／m^3）	可燃物 0.4ｔ／m^3　不燃物 1.1ｔ／m^3
③積み上げ高さ（m）	５m以下
④作業スペース割合	0.8～１
⑤処理量（ｔ／年）	災害廃棄物発生量÷⑥処理期間
⑥処理期間（年）	３年以内

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－２」

上表に基づいて算出した、東海地震、大規模水害を想定した仮置場の必要面積は、以下のとおり。

表　東海地震を想定した仮置場の必要面積

①集積量（ｔ）		②見かけ比重（ｔ／㎥）		③積み上げ高さ（m）	④作業スペース割合	⑤処理量（ｔ／年）	⑥処理期間（年）	必要面積（m^2）
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物					
44,401	146,883	0.4	1.1	5	0.8	95,642	3	88,032

表　大規模水害を想定した仮置場の必要面積

①集積量（ｔ）		②見かけ比重（ｔ／㎥）		③積み上げ高さ（m）	④作業スペース割合	⑤処理量（ｔ／年）	⑥処理期間（年）	必要面積（m^2）
可燃物	不燃物 土砂	可燃物	不燃物					
9,831	49,393	0.4	1.1	5	0.8	29,612	3	25,013

③仮置場の候補地

町における災害廃棄物の仮置場の予定場所は次のとおりである。基本的に、アルカディア南部総合運動場に集積するものとし、廃棄物の発生量によっては石合町有地でも仮置きを行う。また、それでも不足するときは、仮設住宅建設予定地において、仮設住宅建設までの一時的な措置として、環境上問題が発生せず、運搬が容易な災害廃棄物（家具、畳、家電製品等）に限定し仮置きを行うことを検討する。

なお、東海地震発生時や大規模水害時における災害廃棄物の発生見込みに対して面積が不足しているため、今後も、候補地の選定に努める。また、災害発生時に面積が不足する場合は、協定を締結している円崎興業有限会社に協力を要請するとともに、町有地以外の土地の所有者にも協力を要請する。

表　仮置場の候補地

施設名	所在地	使用可能面積	備考
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和 360	12,650 ㎡	仮設住宅建設予定地
石合町有地	南部町福士 19641―１他	2,972 ㎡	

↓

東海地震発生時における現段階での不足面積　72,410 ㎡　（令和４年８月末時点）

大規模水害時における現段階での不足面積　9,391 ㎡　（令和４年８月末時点）

表　応急仮設住宅建設用地

名　　称	所 在 地	土地所有者	敷地面積	建設戸数
南部町富沢野球場	南部町福士 28505―３	町	12,182 ㎡	100 戸
旧富河中学校グラウンド	南部町福士 2700―18	町	10,543 ㎡	87 戸
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和 360	国	12,650 ㎡	78 戸
島尻スポーツ広場	南部町内船片瀬地先	国	9,209 ㎡	80 戸

④仮資機材及び人員の確保

町は、峡南衛生組合と連携し、平時から仮置場の運営に必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機の調達方法や必要人員の確保等について検討を行う。

表　仮置場の運営に必要となる資機材・人員

＜必要となる資機材の例＞	＜必要となる人員の例＞
○保護具（ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、グローブ　等） ○仮置場関係（重機、飛散防止用ネット、防音シート、仮囲い、遮水シート、敷鉄板、立て看板　等）	○仮置場の運営・管理（全体管理、車両案内、荷下ろし・分別の補助、夜間警備） ○総務・契約（予算確保、契約発注、土木工事積算、仕様書作成、補助金関係） ○問い合わせ対応

⑤仮置場の環境対策、モニタリング体制

町は、仮置場をはじめとする廃棄物処理現場における労働災害や地域住民への生活環境への影響を防止するため、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

モニタリング地点設定の考え方や災害廃棄物処理に係る環境保全対策は、下表のとおりとする。

表　災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例	環境モニタリング地点の選定の考え方（例）
大気	○解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ○石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ○災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	○定期的な散水の実施 ○保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○周囲への飛散防止ネットの設置 ○フレコンバッグへの保管 ○搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ○収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ○作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制	○災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きい想定される場所を確認する。 ○災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。 ○環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
臭気	○災害廃棄物からの悪臭	○腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等	
騒音・振動	○撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ○仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	○低騒音・低振動の機械、重機の使用 ○処理装置の周囲等に防音シートを設置	○騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 ○作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 ○発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管	・土壌については、事前に集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておくと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止	・雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－５」

7　住民対応

（1）相談窓口の設置等

災害発生時には、片付けごみを中心に被災者やボランティアから相談を受けることが想定されるため、町水道環境課、環境センターに相談窓口を設置する。

また、あらかじめ、受付体制（通信回線網の復旧後はコールセンターを設置）や相談内容・回答内容の整理など、情報の管理方法を検討する。

さらに、相談対応に当たる職員のメンタルケアやストレス回避策、定期的なローテーションを検討するなど、担当職員の負担軽減策を確保する。

（2）住民等への啓発・広報

町は、ホームページ、ごみ分別方法の資料、広報誌、防災訓練等を通して、以下の事項について、住民の理解を得られるよう、日頃から継続的な啓発を行う。

○仮置場への搬入に際しての分別方法
○危険物、腐敗性廃棄物等の排出方法
○便乗ごみ（災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物など）の排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適切な処理の禁止

また、災害時の広報手段は、基本的に以下のとおりとする。なお、広報手段や広報内容の検討に際して、必要に応じて県に助言を求める。

○被災地・避難所向け…掲示板、回覧
○町内全域…ＦＭ告知端末、広報車
○町内外（広域）…ホームページ、ＳＮＳ

なお、広報すべき内容は、以下の内容を参考に決定する。

○災害廃棄物等の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法）
○仮置場の場所、搬入時間、曜日等、設置状況
○仮置場に持ち込めないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性物質等）の取扱い
○災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明等）
○町やボランティア支援依頼の問い合わせ窓口
○その他留意事項（便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の禁止）

8　災害廃棄物処理計画の点検・改訂

本計画は、実行性を確保するため、国の指針や県計画、町地域防災計画等との整合を図り、最新の知見を反映させるとともに、峡南衛生組合との連携を踏まえ、適宜、見直し・更新を行う。

第２節　初動準備対応（風水害のみ）

風水害の場合、一般的に台風の接近や前線の停滞等の予兆がみられるため、発災前に災害廃棄物処理に係る事前対応が可能な事項がある。

町は、大雨や暴風の特別警報等の発表により風水害の発生が予測される場合は、「初動準備対応」として以下の取り組みを行うとともに、活動状況を県と共有する。

１　組織体制の確認

水道環境課は、風水害の発生が予測される場合は、平時に定めた組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。

特に、夜間や土日・祝日に大雨等が予想される場合は、関係機関や協定締結事業者との時間外の連絡先・連絡方法を確認しておく。

また、峡南衛生組合や関係事業者に対して、情報提供を行うとともに、職員の安全確保や施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行うとともに、協定締結事業者に対して、必要な準備を依頼する。

２　廃棄物処理施設の安全性の確認

峡南衛生組合や関係事業者が所有・管理する一般廃棄物処理施設等の人的被害、施設等被害が最小限となるよう、職員の安全確保や浸水対策等を行う。

また、廃棄物処理施設の停電や断水に備えた、対応策をあらかじめ確認する。

廃棄物収集車両については、浸水や土砂災害のリスクが低い高台等に移動させるなどの退避を行う。

３　仮置場の事前準備

仮置場の候補地について、必要に応じて現地の状況確認や地元関係者、所管課等との調整を行う。

なお、仮置場の候補地のうち、アルカディア南部総合公園運動場は、仮設住宅の予定地でもあるため、土地利用について庁内で調整を行う。

４　災害廃棄物発生に備えた広報の準備

発災前に町ホームページやＳＮＳを活用し、水害発生後の仮置場の設置や災害廃棄物の排出・分別・回収方法、生活ごみ等の分別方法、便乗ごみの排出や不法投棄の禁止について、あらかじめ広報する。

水害で水が引いた後、上記と同じ内容の広報を再度行うとともに、具体的な収集・運搬体制が確立した後は、回収場所や曜日等を改めて広報する。

第２章　災害応急対策

第１節　初動対応

発災後、数日間の初動対応は、人命救助や被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかになっていない時期の対応となる。

ここでは、発生後、特に優先的に行う初動行動を記載する。

１　体制整備・被害状況把握

（１）組織体制の確立

発災後、町は災害対策本部を設置し、併せて、水道環境部環境センター班を主体とした災害廃棄物処理体制を整備する。

（２）被災状況等の情報収集

被害状況の把握を行うため、下表の情報を関係者から収集し、県に報告する。

表　発災直後に収集し、県に報告する事項

No	情報内容	情報収集先
◆被災状況		
①	庁舎、一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場）の被害状況	財政班 峡南衛生組合
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	財政班 峡南衛生組合
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	福祉保健班
◆収集運搬体制に関する情報		
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	建設班
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	峡南衛生組合、委託業者
◆発生量を推計するための情報		
⑥	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数	建設班、税務班
⑦	水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	建設班、税務班

（３）関係機関等の調整

①県、警察、消防、自衛隊への支援要請

町は、大規模災害時の被災状況に応じて、県、警察、消防に対して、災害廃棄物の撤去、倒壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）等に係る支援を要請する。また、県を通じて自衛隊に協力要請を行う。

これらの支援要請については、県（峡南林務環境事務所）に助言・支援を求める。

②国への支援要請

町は、被災状況に応じて、県（峡南林務環境事務所）を通じて環境省やD.Waste-Net、関東ブロック協議会に支援要請を行う。

なお、関東ブロック協議会等を通じて派遣される他自治体からの受援に向けて、以下の事項を事前に準備しておく。

表　支援要請事項とその概要

支援要請事項	概要
①生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬に係る人的・物的支援	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集車・運搬車等の機材の支援を要請する。
②災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては重機等の機材の支援を要請する。
③災害廃棄物処理に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）	過去の災害において実際に災害廃棄物処理の経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する。

参考：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－３」

表　事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

分類	項目	準備内容
支援者を受け入れる場合	スペースの確保	○支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ○可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
	資機材等の提供	○執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
	執務環境の整備	○執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
	宿泊場所に関するあっせん等	○支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ○被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ○就寝のための布団等を準備する。 ○長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）
収集運搬支援を受ける場合	収集運搬計画の立案	○支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ○災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ○高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ○応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ○「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
	スペースの確保	○応援車両の駐車スペースを確保する。
	宿泊場所に関するあっせん等	○支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ○被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ○就寝のための布団等を準備する。 ○応援車両の駐車スペースを確保する。
	後発部隊への引き継ぎ	○支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引き継ぎを要望しておくことも可）

参考：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－３」

③未被災市町村等への応援要請

町は、被災状況を踏まえ、市町村間の相互応援協定に基づき、近隣をはじめとする未被災自治体へ応援を要請する。この際、必要に応じて県に助言を求める。

また、県（峡南林務環境事務所）を通じて、県内市町村へ応援を要請する。

④民間事業者等への支援要請

町は、被災状況を踏まえ、協定に基づき、民間事業者等への支援を要請する。

⑤ボランティアとの連携

町は、ごみの出し方や分別方法、健康配慮等に係る情報について、ボランティアに対する周知・広報を行う。

また、社会福祉協議会や企画課と連携し、ボランティアへの周知徹底、広報車や町ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、効果的に広報を行う。

（２）廃棄物処理施設の被災状況の確認

町及び峡南衛生組合は、点検手引きに基づき、廃棄物処理施設の被災状況の点検を行うとともに、被災した場合は、必要資機材を確保し補修を行う。

また、必要に応じて県に助言を求める。

２　し尿・避難所ごみ・生活ごみ

（１）し尿の処理

災害発生時は、避難所を中心に仮設トイレが使用され、汲み取りし尿が発生する可能性がある。

町は、次の事項に基づき仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理を行う。また、県に仮設トイレの設置状況を報告するとともに、し尿発生量推計の技術的助言を求める。

①仮設トイレの設置・管理

○避難所設置箇所数及び避難者数を把握

○避難者数を基に、避難所別のし尿発生量を推計（Ｐ20 を参照）

○仮設トイレの設置

○仮設トイレの設置数と設置場所の把握・管理

②し尿処理体制の確保、確認

○処理施設の稼働状況の確認（峡南衛生組合）

○し尿の収集・運搬体制、回収ルートの確認・調整（株式会社東海環境衛生社）

○し尿の収集・処理能力が不足する場合の支援の要請（県）

（２）避難所・生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみ（以下、「避難所ごみ等」という。）は、災害時においても毎日発生するものであることから、町は、発災から３～４日後を目安に収集・運搬を開始することを目指す。

また、避難所ごみ等は災害廃棄物との分別の徹底を図るため、別途集積所を設置又は既存の集積所の活用により、収集を行う。

なお、避難所では非常食の容器等のごみが多く発生することや、使用済み衣類、簡易トイレ等の平時とは異なるごみも発生するため、特に夏季には、収集の頻度を上げたり、臭気・害虫対策を強化するなど、公衆衛生対策の強化に努める。

町は、避難所ごみ等の計画的な収集運搬・処理を次のとおり行う。また、県に避難所の設置状況及び避難所ごみの発生量を報告するとともに、必要に応じてごみ処理対策や衛生対策等の技術的助言を求める。

①避難所ごみの推計

○避難所設置箇所数及び避難者数を把握

○避難者数を基に、避難所別の避難所ごみ発生量を推計（Ｐ18、19 を参照）

②処理体制の確保、確認

○処理施設の稼働状況の確認（峡南衛生組合）

○収集・運搬体制、回収ルートの確認・調整（収集事業者）

○避難所ごみの収集・処理能力が不足する場合の支援の要請（県）

③一時保管に係る対応・留意事項

○避難所ごみの一時的な保管場所の確保、（焼却等の処理前に保管が必要な場合）

○廃棄物の腐敗に伴う害虫対策

【参考】

避難所ごみについて

○避難所ごみは、初動時（発災直後）には、水、食料、トイレのニーズが高いことから、段ボールやビニール類、生ごみ、し尿が多く発生し、応急対応時（発災後３日程度）は救援物資が増えるために、段ボールや日用品に伴うごみが多く排出される。

○避難所で発生する廃棄物の種類、その発生源、管理方法は下表のとおり。

表　避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法について

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し早急に処理する。近隣農家等での堆肥化事例あり。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	感染や臭気の観点からできる限り密閉管理が必要。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	専用容器による管理が必要。収集方法に係る医療行為との調整が必要。

３　災害廃棄物の発生量の推計

発災後、仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な情報を得るため、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。

（１）災害廃棄物の発生量の推計

町は、建物の被害棟数や水害の浸水範囲を把握し、発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計し、県へ提供する。（推計方法は、Ｐ18、19 を参照）

被害状況は、基本的に被災地において目視で確認する。また、消防団や自主防災会、郵便局や関係機関から、被災状況を収集する。

なお、新たに被災状況が明らかになった場合は、災害廃棄物の発生量を再度推計する。また、要に応じて県に災害廃棄物の発生量の推計に対する技術的助言を求め、推計結果を県に報告する。

（２）処理可能量の推計

町は、推計した災害廃棄物の発生量の推計値と、町、峡南衛生組合の処理能力を踏まえ、平時の体制での処理の可否を判断する。（推計方法は、Ｐ21 を参照）

町は、推計の結果、既存の処理施設で処理が困難と判断した場合は、早急に仮置場を確保するとともに、協定を締結している事業者及び県に支援を要請する。

４　仮置場

災害廃棄物が大量に発生し、町及び峡南衛生組合による処理が困難な場合は、アルカディア南部総合公園運動場、それでも不足する場合は石合町有地に仮置場を設置する。

（１）仮置場開設の準備

仮置場やその周辺、搬入路等の被災状況、二次災害の可能性、仮設住宅の設置等の条件を確認し、災害対策本部の判断により、仮置場を開設する。

また、仮置場開設に必要な資機材の用意や人員の配置を決定するとともに、仮置場開設時の留意事項を徹底する。

なお、仮置場の開設が困難な場合は、県に支援を要請する。

表　仮置場の開設に当たって必要なもの

必要となる資機材の種類	○廃棄物の下に敷くシート ○粗選別等に用いる重機（例：フォーク付のバックホウ） ○仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット ○分別区分を示す立て看板 ○害虫発生防止のための薬剤 ○タイヤ洗浄機 ○作業員の控え室　など
仮置場の管理・指導の人員	○仮置場の全体管理 ○車両案内 ○荷降ろし・分別の手伝い ○夜間の警備（不法投棄・盗難防止）　など

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

表　仮置場設置時の留意点

○仮置場を開設する際に土壌汚染の有無を把握するように努める。
○仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
○仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置する。
○不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置する。
○仮置場までの渋滞の発生を防ぐため、搬入・搬出ルートを警察と相談する。
○仮置場では火災のおそれがあり、危険物や有害物が保管されることもあることから、仮置場の設置場所等を消防署に連絡する。また、自然発火防止のため、散水の実施体制を確保する。
○災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合は遮水シートの設置等により公共水域や地下水の汚染の防止に努める。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策が必要となる。

（２）近隣住民等への周知

町は、仮置場の開設を決定した場合は、平時に検討した内容や方法に基づき住民へ周知する。（P28 を参照）また、周知した内容は県やボランティア、峡南衛生組合、協定締結事業者等との共有を行う。

（３）仮置場の運営・管理

町は、仮置場の適切な運営・管理のため、以下の事項を行う。

○災害廃棄物搬入前に、仮舗装や鉄板・シートの設置等による土壌汚染対策
○仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等による飛散防止等措置
○仮置場内における分別区分ごとの区画や搬入路、人員の配置等の設定
○資機材及び人員確保のための他市町村や民間事業者等への応援要請
○収集運搬車両の積載物、積載量を記録し、災害廃棄物の搬入・搬出を把握

図　仮置場のレイアウト例

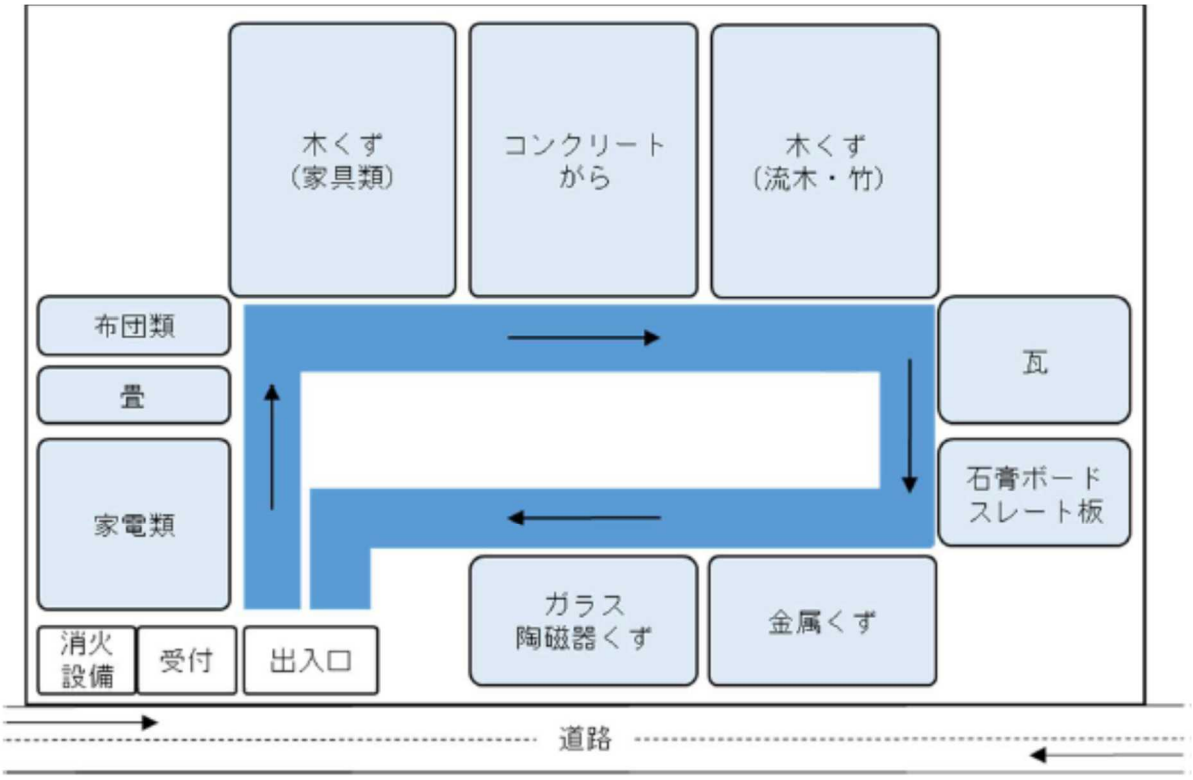

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

表　災害廃棄物の分別項目

①木質系混合物（草木類）	⑦廃自動車等
②コンクリート系混合物	⑧危険物・有害物等（消火器）
③金属系混合物	⑨危険物・有害物等（灯油）
④可燃系混合物	⑩危険物・有害物等（ガスボンベ）
⑤不燃系混合物	⑪処理困難物（布団等）
⑥廃家電類	⑫処理困難物（廃畳等）

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

５　収集運搬

町は、次の事項に基づき、平時に検討した内容を基に、災害廃棄物の収集・運搬体制を整備する。（Ｐ22 を参照）

なお、必要に応じて、県に技術的支援を求めるとともに、収集・運搬方法及びルートを県に報告する。

○収集運搬能力や被害規模を考慮し、災害廃棄物を仮置場に運搬する主体（直営か業者委託かなど）を決定

○収集運搬能力や道路の交通状況等を考慮し、収集運搬方法及びルートを決定

※収集運搬車両の仮置場への搬入に当たっては、一方通行で完結できるルートとし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。

○必要となる収集運搬車両等を確保

○必要な分別排出を住民等に周知

【特記事項】

水害における収集運搬体制に係る配慮事項

○水害時は片付けごみが発災翌日から排出されることもあるため、迅速な収集運搬体制の確保が必要となる。

○水害時には水分を含み重量がある災害廃棄物が多量に発生し、積込み・積降ろしに重機が必要となるため、平時から収集作業人数や車両等（平積みダンプ等）の準備が必要。

第２節　応急対応

ここでは、災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備に必要な応急対応について、まとめる。

１　災害廃棄物の処分方法

災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。災害廃棄物の処理はスピード（処理期間）と費用、リサイクルのバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

（１）災害廃棄物の処分方法

町は、下表のとおり、災害廃棄物の種類別の処分方法・再資源化方法を考慮し、処分方法の決定、処分先の確保を図る。

また、災害廃棄物の処理量を減らして再資源化を進められるよう、災害廃棄物の分別、中間処理を徹底する。

表　災害廃棄物の種類ごとの処分方法・留意事項

災害廃棄物の種類	処分方法・留意事項
混合廃棄物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破砕し、選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
木くず	前処理としてトロンメルやスケルトンバケットにより付着土砂等の分離を行い、破砕して燃料等として再資源化を行う。
廃タイヤ	破砕（チップ化）し、燃料等として再資源化を行う。
コンクリートがら	破砕し、土木資材として再資源化する。
廃畳	破砕後に焼却処分する。畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
石膏ボード、スレート板などの建材	石綿を含有するもの及びそのおそれがあるものについては適切に処理を行い、石綿を使用していないものについては再資源化に努める。建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
廃石綿等	原則として仮置場に搬入せず、二重梱包等の適切な処理を行った上で、埋立処分、溶融処理を行う。
テトラクロロエチレン等	埋立処分基準を超えるテトラクロロエチレンを含む汚泥等については、焼却処分を行う。
廃家電製品	家電リサイクル法の対象物については、他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルする。特に冷蔵庫や冷凍庫については内部の生ごみの分別を徹底する。製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となるが、１台ごとにリサイクル券の貼付が必要である。一方、過去の災害では、津波等で形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、破砕して焼却処分を行った事例もある。また、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡してリサイクルする。

ＰＣＢ廃棄物	所有者が判明しているものは、ＰＣＢ保管事業者に引き渡す。所有者不明のものは、ＰＣＢ濃度の測定を行い、判明した濃度に応じて山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処分する。
危険物	消火器は日本消火器工業会、高圧ガスは県ＬＰガス協会、フロン・アセチレン等は製造業者などに引き渡す。
廃自動車	自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者又は自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。具体的な手順については「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」（平成 23 年３月環境省）を参考にする。
腐敗性廃棄物	水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
太陽光発電設備	太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
蓄電池	感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。

出典：「災害廃棄物対策指針」

（２）危険物・有害廃棄物・処理困難な廃棄物等

町は、仮置場に集積された危険物、有害廃棄物、処理困難な廃棄物等について、他の廃棄物と混ざらないよう離れた場所にまとめて保管し、下表を参考に処理先を手配する。

表　危険物、有害廃棄物等の処理方法について

危険物・有害物質等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム（特定窓口、特定引取場所）等への引取依頼・再資源化（日本消火器工業会）	分別保管
ＬＰガスボンベ	専門業者による回収処理（全国ＬＰガス協会）	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理（高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会）	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク（灯油等）	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤（シンナー等）	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類、農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
ＰＣＢ含有廃棄物（トランス、コンデンサ等）	ＰＣＢ廃棄物は、ＰＣＢ特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 ＰＣＢ含有不明の場合は、含有物として取り扱う

廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接溶融処理又は管理型最終処分場に搬入（災害廃棄物対策指針　技術資料 24－14　参照）	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底
太陽光発電設備	日照時は発電により感電のおそれがあるため取扱時は注意する。（災害廃棄物対策指針　技術資料 24－７　参照）	
廃自動車	被災自動車の処分は、原則として所有者の意思確認が必要である。自動車リサイクル法のルートで処理を行う。（災害廃棄物対策指針技術資料 24-８　参照）	

参考：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

（３）思い出の品等

町は、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（位牌、アルバム、写真等）については、分別して町で保管し、可能な限り所有者又は親族等関係者に直接引き渡す。

なお、思い出品を短期間で正確に変換できるよう、発見場所や品目等の管理リストを作成し、管理する。

また、所有者が判明した思い出品は、本人又は家族に連絡する。所有者が不明な思い出品のうち、貴重品（株券、金券、商品券、貴金属等）は速やかに警察に届ける。

図　貴重品・思い出の品の回収・引き渡しフロー

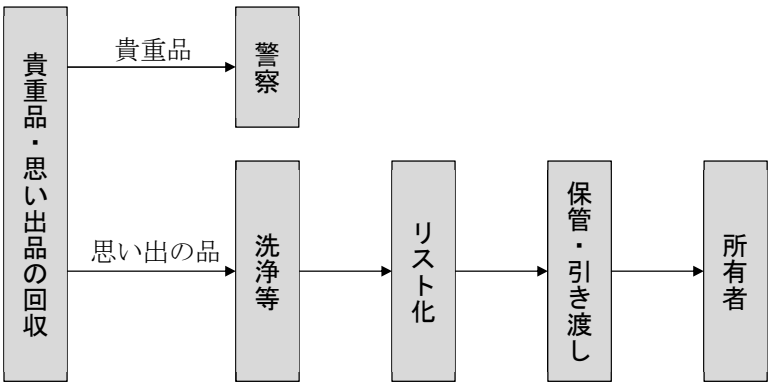

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 24－17」

２　処理スケジュール・処理フロー作成

（１）処理スケジュール

災害廃棄物の処理スケジュールは、過去の事例を参照しながら、災害廃棄物の種類や量、その状態に応じて災害廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去・解体から処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間の目標を設定する。

また、特に夏季において、生活環境に支障を生じる可能性が高い腐敗性廃棄物等については、できる限り早期の対応が必要であることから、撤去・回収のスケジュールを検討する。検討に当たっては、回収業者やボランティアの実施体制との調整を密に行う。

なお、スケジュールの作成・調整に当たって、必要に応じて県に助言を求める。

（２）処理フロー

町及び峡南衛生組合は、処理方針（P21 を参照）、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを作成する。

なお、処理フローの作成に当たっては、以下の点に留意するとともに、必要に応じて県に助言を求める。

○災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで記載する。

○可能な場合は、処理先を記載する。

○町内での処理を原則とする。なお、必要に応じて協定を締結している事業者に支援を要請する。

○町内での処理が困難な場合は、県に支援を要請する。

○仮設処理施設の設置や広域処理の検討状況も加味し、随時更新を行う。

図　処理フロー作成例

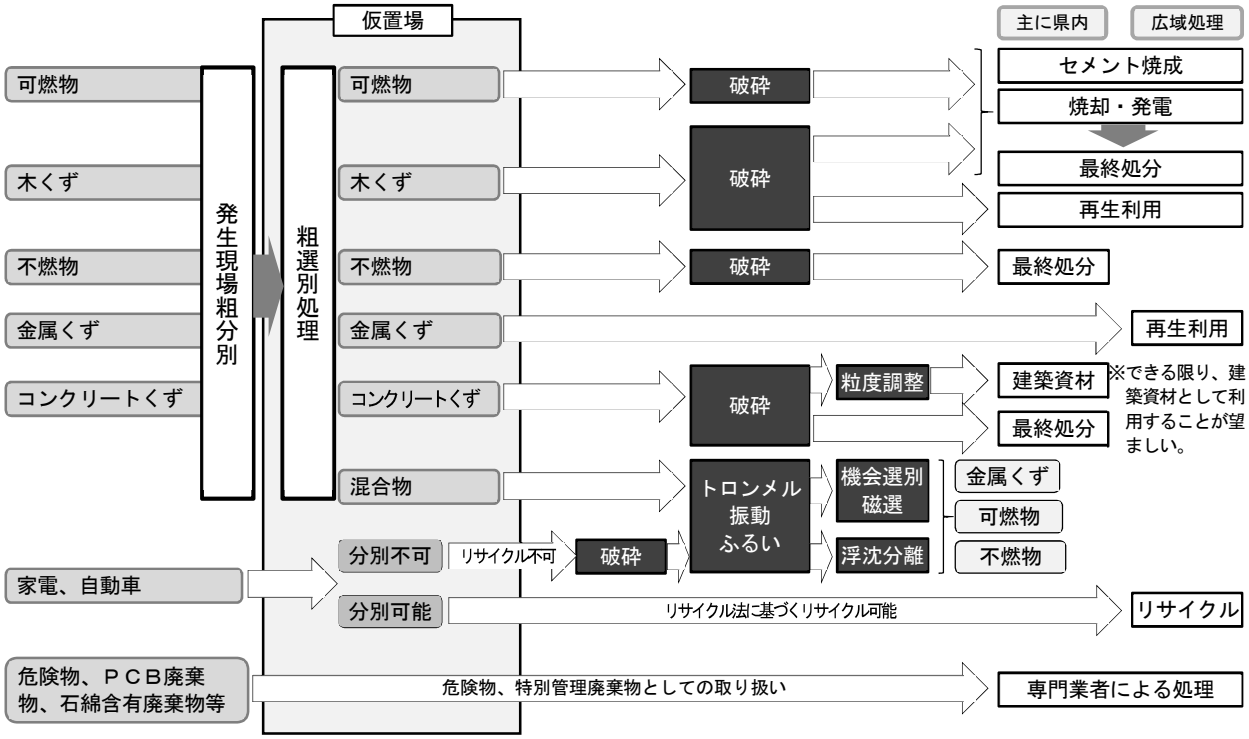

参考：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

（３）災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、災害廃棄物処理を計画的に進めるため、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画には、災害廃棄物処理の発生量や処理の基本方針、処理方法等に必要な具体的事項を記載する。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、最新の被害情報や、災害廃棄物処理の進捗状況、国が策定する「災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）」を踏まえ、随時見直しを行うとともに、必要に応じて、災害廃棄物発生量の推計や広域支援要請に係る調整支援等について、技術的助言を求める。

3　仮置場の管理

町は、仮置場を開設した場合は、その管理に際して下表の事項に留意し、職員の配置や事業者等への業務委託を行う。

表　仮置場管理における留意事項

飛散防止策	○粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ○仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	○腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ○殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	○可燃性廃棄物は、積み上げは高さ５ｍ以下、災害廃棄物の山の設置面積を200 ㎡以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は２ｍ以上とする。
仮置場の監視	○他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ○生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ○仮置場の搬入受け入れ時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ○夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	○日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
作業員の安全管理	○作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷き、手袋、長袖の作業着を着用する。

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

また、木くずや畳、稲わら等の可燃性廃棄物の管理は、火災防止のため以下の対策を行う。なお、気温や湿度、堆積物の温度を観察し、定期的に行うよう努める。

○散水の実施

○堆積物の切り返しによる放熱、放熱管の設置

○温度監視、可燃性ガスの濃度の測定

○消火設備の準備、消火訓練の徹底

○近隣消防署への連絡体制の整備

○可燃性廃棄物の堆積は下図を参考に行う。

図　仮置場管理における可燃性廃棄物の管理

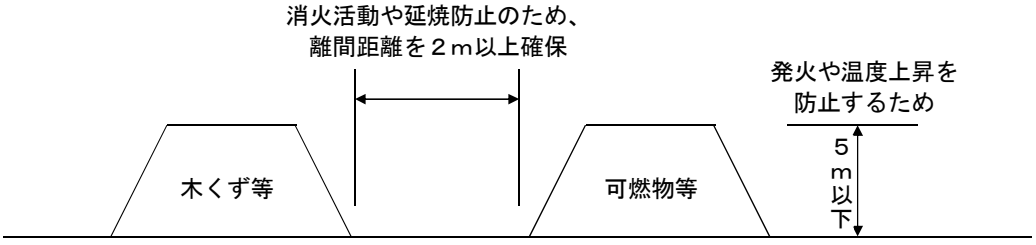

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

4　環境対策・環境モニタリング

町は、仮置場周辺等を対象に、大気質、騒音・振動、臭気、水質等のモニタリングを行う。また、災害廃棄物の処理等に当たり生じる環境評価に対し、必要な環境対策を行う。環境対策の実施に当たっては、必要に応じて県に支援を要請する。

特に、石綿測定に関しては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成 29 年９月）」（以下、「環境省石綿マニュアル」という。）を参照しながら行う。

表　災害廃棄物の処理等に当たり生じる環境影響評価と環境保全対策の例

影響項目	環境影響	対策例
大気	○解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ○石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ○災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	○定期的な散水の実施 ○保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○周囲への飛散防止ネットの設置 ○フレコンバッグへの保管 ○搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ○収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ○作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
臭気	○災害廃棄物からの悪臭	○腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
騒音・振動	○撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ○仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	○低騒音・低振動の機械、重機の使用 ○処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	○災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	○敷地内に遮水シートを敷設 ○ＰＣＢ等の有害廃棄物の分別保管
水質	○災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	○敷地内に遮水シートを敷設 ○敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料 18－５」

５　損壊家屋等の撤去・解体

（１）損壊家屋等の公費解体の実施判断

損壊家屋等の撤去・解体は、基本的にその所有者が行う。

ただし、災害の規模に応じて、現地調査による建物の応急危険度判定を行い、所有者の意思確認を行うとともに、衛生上や生活環境上の支障の除去、二次災害の防止、被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るために必要と判断できる場合は、公費による解体を検討する。なお、必要に応じて、県に技術的助言を求める。

公費解体の方針は下表に基づいて判断する。

表　公費解体の実施方針

区分	内容
対象となるもの	○罹災証明書の被害状況が全壊の判定を受けたもの。 ○倒壊による危険及び生活環境の保全上支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があるもの。 ※リフォームや、屋根・壁など家屋の一部のみの工事は対象外
対象となる建造物等（主なもの）	○住宅、併用住宅（居宅と店舗等）の上屋 ○住宅、併用住宅の基礎（３階建て以下） ○合併浄化槽、単独浄化槽、便槽（住宅と一体的に解体する場合のみ対象）
対象外（主なのもの）	○アスファルト舗装、砂利などの敷設物 ○ブロック塀、よう壁、庭木等

「平成 30 年７月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録」を基に作成

（２）損壊家屋等の公費解体の手続き

町が公費解体を行う場合の基本的な手順は以下のとおり。

図　公費解体のフロー

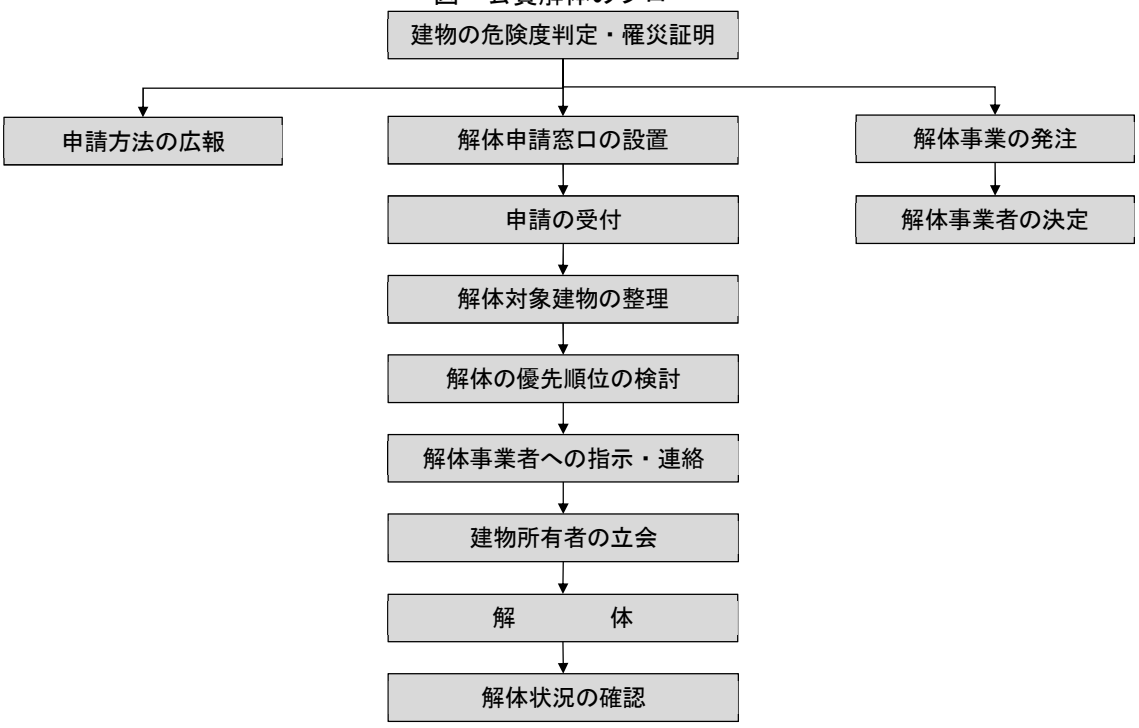

出典：「災害廃棄物対策指針」

また、公費解体作業に当たっては、次の点に留意する。

なお、解体件数が多大となり、解体の発注手続きに時間を要すると判断する場合は、南部町建設業協会に協力を要請する。それでも対応が困難な場合は、県に支援を要請する。

○損壊家屋等においても、分別解体及び再生利用を図る。
○損壊家屋等の中に、家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合、所有者の確認を行い、原則として撤去・解体前に所有者が回収する。
○石綿等の有害物質、灯油、ＬＰガスボンベ、太陽光パネル、蓄電池、ハイブリッド車、電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。
○災害時においても、緊急を要する場合を除き、建設リサイクル法に基づく届出及び同法に準じた解体撤去を行う必要がある。
※建設リサイクル法届出：床面積合計 80 ㎡以上の解体工事等

６　県への事務委託

町は、災害の規模が大きく、自らが主体となって災害廃棄物の処理を行うことが困難と判断した場合、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県への事務委託を検討する。

（１）事務委託の判断

町は、災害により行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える災害廃棄物が発生した場合に、県と相互に調整・協議を行い、県への事務委託の必要性を判断する。

なお、可能な限り自ら災害廃棄物処理業務を行うことを原則とし、県への事務委託を行う場合は高度な技術を必要とする二次仮置場における管理・運営（混合廃棄物の選別・破砕や仮設焼却炉の建設・処理等）とする。なお、この場合は、県に対して必要な経費を支払うものとする。

（２）事務委託を行う際の手続き

事務委託を行う際の町及び県の手続きの流れは以下のとおり。

図　町から県への事務委託フロー

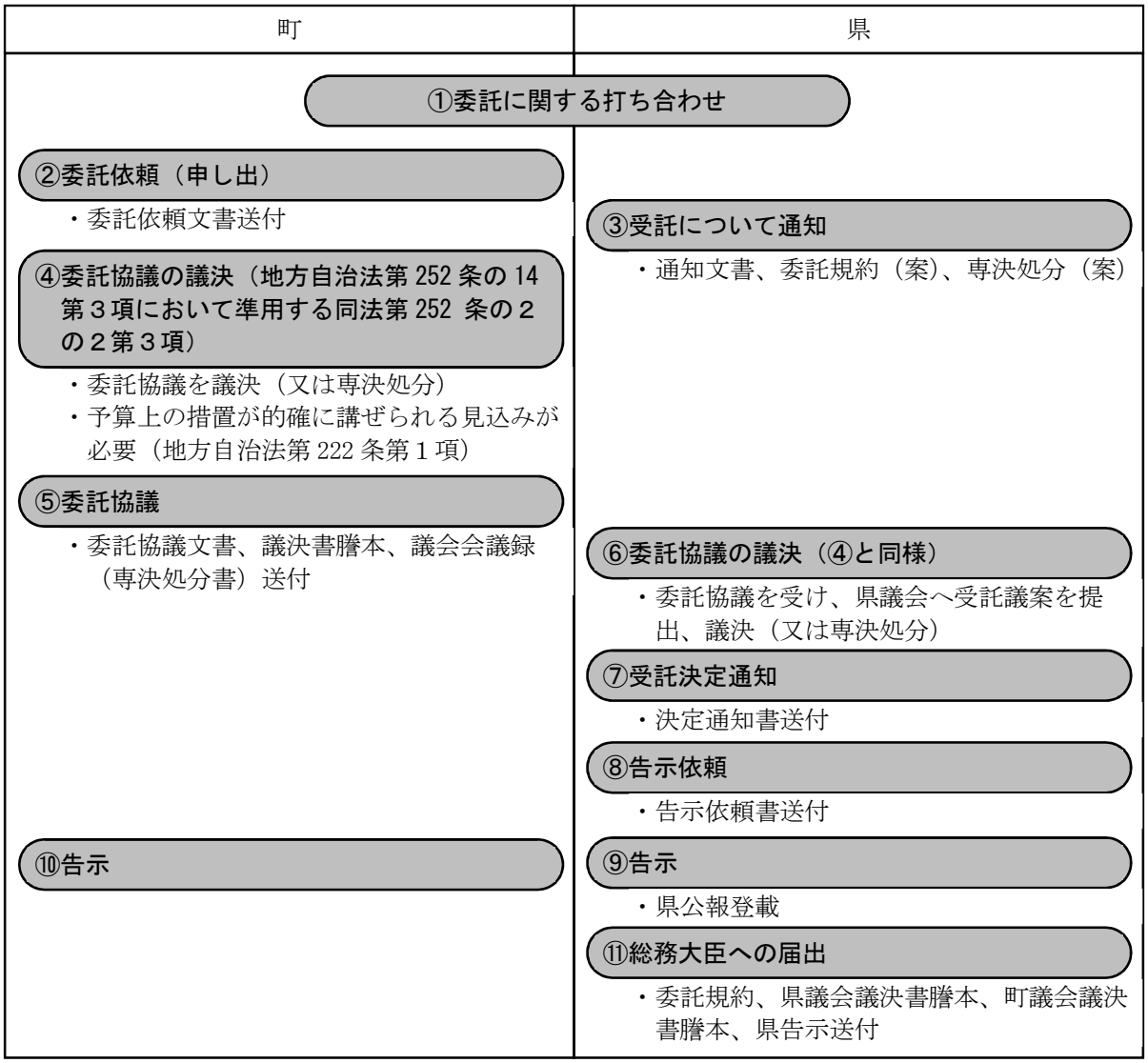

参考：「災害廃棄物対策指針　第３編　資料編　技術資料９」

（３）規約における規定事項

地方自治法第 252 条の 15 の規定に基づき作成する委託規約には次の内容を明記する。

①　委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

②　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行方法

③　委託事務に要する経費の支弁方法

※災害廃棄物の処理主体は町であるため経費は町が負担

④　前各号に掲げるもののほか、委託事務に関して必要な事項

第３節　復旧・復興期の対応

ここでは、災害廃棄物処理実行計画に基づいて、災害廃棄物処理を進める復旧・復興についてまとめる。

１　災害廃棄物の処理及び進行管理

町及び峡南衛生組合は、災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物を適切に処理し、実行計画に基づく処理が円滑に進むよう、随時、進行管理を行う。進行状況は、定期的に県に報告する。

また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、以下の事項を検討する。

○被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
○災害廃棄物処理実行計画の見直し
○仮設処理施設設置の要否

２　仮設処理施設

災害廃棄物の処理をスケジュールどおり完了させるため、必要に応じて仮設処理施設の設置を検討する。

（１）仮設処理施設の設置判断

町及び峡南衛生組合は、災害廃棄物処理に当たって、広域処理の調整を行った上で、既存の処理施設や協定を締結している事業者の処理能力を超過し、実行計画で定める処理期限内での処理が困難と判断した場合は、二次仮置場やその周辺に仮設処理施設の設置を検討する。

仮設処理施設は、町有地に設置することを優先して検討するが、適地が見つからないときは未利用企業用地や長期間の利用が見込まれない町有地も選定の対象とする。

（２）仮設処理施設の設置手続き

町及び峡南衛生組合は、仮設処理施設の設置に当たっては、次のフローに従って行う。また、必要に応じて県に手続きの支援や技術的支援を要請する。

図　仮設処理施設の設置フロー

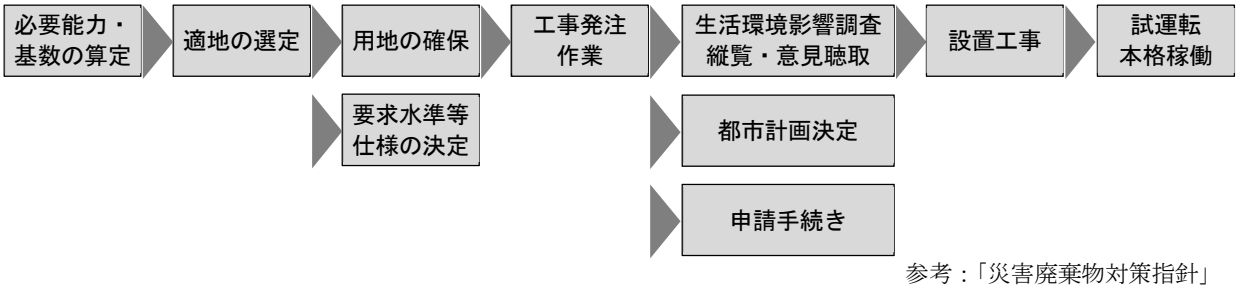

参考：「災害廃棄物対策指針」

①必要能力の算定、適地の選定

○災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設処理能力、被災地状況等を考慮

②用地の確保

○基本的に二次仮置場及びその近隣の町有地に設置

③環境影響評価の実施及び縦覧・意見聴取（廃棄物処理法第９条の３第２項）

○縦覧・意見聴取は町条例の規定に基づいて実施

④廃棄物処理法に基づく県への提出（廃棄物処理法第９条の３第１項）

○設置の 30 日前までの届出が必要（最終処分場については 60 日前）

※事前の県知事との協議により、非常災害時に限り期間短縮が可能

○建築基準法第 51 条の規定にも留意が必要。

⑤設置工事

【参考】
市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が法第６条第１項に基づく一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、あらかじめ知事と次の①～⑥の事項について協議し、その同意が得られていた場合には、発災後、当該施設を設置するときに知事にその旨の届出をすれば、最大 60 日間（最終処分場：60 日間、その他の施設：30 日間）の法定期間を待たずに、その同意に係る施設を設置することができることとされている。（廃棄物処理法第９条の３の２第１項）

＜協議事項＞

① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
② 一般廃棄物処理施設の種類
③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

また、市町村条例において、非常災害時に限り、縦覧期間の短縮を行う等の措置を規定することによりさらなる期間の短縮が可能である。（法第９条の３の２第２項）

（３）仮設処理施設の管理・運営

町は、仮設処理施設の管理・運営を行う際、次の事項に留意する。

○仮設処理施設への投入前の分別作業の徹底による処理残渣の削減

○仮設焼却炉において、水分量の多い災害廃棄物を処理する際の助燃剤（解体木くず、廃プラスチック類又は重油）の確保

○シート設置やテント内設置による降雨対策

３　災害等廃棄物処理事業費補助金

災害廃棄物の処理には膨大な費用を要するため、町は、国庫補助金制度を活用し、費用負担の軽減を図る。

（１）災害等廃棄物処理事業の概要

環境省では「災害等廃棄物処理事業」を行っており、被災自治体が実施する次の事業への補助金制度を設けている。

※補助金制度の詳細は「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省　令和４年４月改訂)」を参照。

①災害廃棄物の処理

災害廃棄物の収集運搬、処分、仮置場の管理・運営に係る費用補助

②廃棄物処理施設の復旧

被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用補助

（２）補助金申請のための対応

町は、補助金を申請する際に、補助金要綱に基づく「災害報告書」の作成等、次の作業を行う。

また、作業遂行が困難と判断した場合は県への協力支援を検討する。

○被害状況の県を通じた国への報告（随時）
○被害状況等資料の整理（被害状況写真、処理費用積算根拠等）
○災害報告書の作成

県は、被災市町村等に対して補助金申請を支援するため、次の対応を行う。

○補助金制度の周知や制度説明
○被災市町村等の被害情報の国への報告
○災害報告書作成支援
○費用積算方法等、災害査定に向けた技術的な助言
○災害査定への立会